

海南市新庁舎総合管理業務委託

プロポーザル実施要領

平成 29 年 8 月

海南市

1.趣 旨

本プロポーザルは、新庁舎の建物及び敷地の設備機器の監視・運転、環境衛生の保持、清掃及び夜間警備業務等を行うにあたり、新庁舎を適切かつ良好に維持管理する能力及び技術力を有する事業者を選定するために実施するものである。

2.業務概要

(1)業務名称

海南省新庁舎総合管理業務

(2)業務内容

①施設管理責任者及び庁舎管理業務

②清掃業務

③夜間警備業務

※詳細は、「海南省新庁舎総合管理業務委託仕様書」に基づく。

(3)対象施設の規模

名 称	海南省役所新庁舎
所 在 地	海南省南赤坂 11 番地
敷地面積	13,399.72 m ²
延床面積	10,273.37 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
階 数	地上 5 階

(4)契約期間

平成 29 年 10 月 30 日から平成 32 年 10 月 29 日まで

(5)提案限度額

総額 99,415 千円（消費税及び地方消費税の額を除く。）以内とする。

但し、平成 29 年度分は、11,828 千円（消費税及び地方消費税の額を除く。）を上
限額とする。なお、提案額が契約額になるとは限らない。

3.応募資格

このプロポーザルは、公募型プロポーザルとし、応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1)単独の法人であること。

(2)平成 29 年度海南省物品・役務提供受注資格登録において、営業種目「P-1 警備」、

- 「R-1 建物清掃」のいずれにも登録していること。
- (3)「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定する建築物環境衛生管理技術者の設置が必要な建築物の管理主体となったことがある者。
 - (4)「海南省新庁舎総合管理委託業務仕様書」に対応できる能力があること。
 - (5)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
 - (6)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）の規定による更正手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなす。
 - (7)暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
 - (8)国または地方公共団体との契約に関して、参加申込書類の提出の時点で、指名停止を受けている期間がないこと。

4. 参加表明書の提出及び現地説明

プロポーザルに参加しようとする者は、「参加表明書（様式-1）」を提出すること。

※参加表明書の提出が 1 者でも、プロポーザルは有効とする。

(1) 提出期限

平成 29 年 8 月 30 日（水）【必着】

※土・日曜日、祝祭日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 提出方法及び提出先

提出部数：1 部

提出方法：直接持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

提出先：本要領 14. 担当課・問い合わせ先に記載

(3) 現場説明

日 時：平成 29 年 8 月 25 日（金）午前 10 時

場 所：新庁舎正面入り口

5. 企画提案申込書等の作成

提案者は、本要領及び海南省新庁舎総合管理業務委託仕様書を熟読の上、創意工夫を持ち作成すること。

(1) 企画提案に必要な書類

ア、企画提案申込書(様式-2)

イ、会社概要書(様式-3)

ウ、業務実績調書(様式-4)

過去3年以内(平成26年度以降)の国及び地方公共団体の施設での総合管理業務を受託した実績を簡潔かつ明瞭に記入すること。

また、平成29年8月1日時点で受託している業務について記載すること。

エ、企画提案書(任意様式とし、下記事項を踏まえ作成すること。)

A. 表紙には表題「海南市新庁舎総合管理委託業務企画提案書」と記入し、目次もつけること。

B. 提案内容については、設備管理責任者及び庁舎管理業務、清掃業務、夜間警備業務を遂行するにあたり、下記事項を盛り込んだ貴社のPRを記載すること。

- ・各業務の取組方針
- ・市の事務管理負担の軽減
- ・市内業者の活用と地域との連携
- ・従業員の社内教育方針や賃金
- ・仕様書以外の提案(PR)業務

C. A4版、用紙縦置き、横書両面印刷、左綴じで製本すること。

D. 日本語表記でフォント11ポイント以上であること。

E. 表紙、目次を除き10枚以内であること。

F. 企画提案書の下段余白中央にページ番号を付与すること。

G. 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。

H. 印刷色はカラー、モノクロを問わない。

I. 企画提案書には、公平を期すため企業名やロゴマーク類の会社等を特定できるものは一切使用しないこと。

オ、見積書(任意様式)

A. 見積書は、A4版で作成すること。

B. 見積書の宛名は海南市長とすること。

C. 見積書には、仕様書に記載の業務ごとの内訳書(見積明細書)を添付すること。

※平成29年度～平成32年度の各年度分を添付してください。

D. 見積金額は、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。

E. 本要領2.業務概要(5)記載の提案限度額を超過した場合は失格とする。

(2) 企画提案申込書等に関する質問について

企画提案申込書等に関する質問は、企画提案書作成並びに提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

①質問書（様式-5）を活用すること。

②提出方法及び提出先

ア、管財情報課へ電子メールで提出すること。

イ、電子メールの件名には「海南省新庁舎総合管理委託業務に関する質問（貴社名）」と入力し送信すること。

ウ、送信後は必ず電話によりメールの受信確認をすること。

③受付期間

平成 29 年 8 月 18 日（金）午前 9 時～8 月 30 日（水）午後 5 時まで

(3) 質問の回答日

平成 29 年 9 月 6 日（水）

質問に対しては、参加表明者に一斉に電子メールにて回答する。

また、質問が無き場合も、その旨を連絡する。

6. 企画提案申込書等の提出

(1) 提出部数：正本 1 部と副本 9 部を提出すること。

※副本には、参加者名（会社名等）を記入しないこと。

(2) 提出方法：直接持参

(3) 提出先：本要領 14. 担当課・問い合わせ先に記載

(4) 提出期限：平成 29 年 8 月 18 日（金）～平成 29 年 9 月 15 日（金）

※土・日曜日、祝祭日を除く、午前 9 時から午後 5 時とする。

(5) 一次審査（書類審査）：応募多数の場合は、海南省新庁舎総合管理業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）による提出書類の評価に基づき、参加表明書の提出者から、5 者を選定します。可否については、別途通知します。

7. 企画提案説明会（プレゼンテーション）について

下記により企画提案申込書等に係るヒアリングを実施する。

(1) 日時：平成 29 年 9 月下旬予定（日時・場所等の詳細については後日通知する。）

(2) 説明実施内容等

ア、各社の入室は3名以内とする。

※提案書の説明は、本業務の主担当者とする。

イ、プレゼンテーションは、提出した企画提案申込書等に沿って行うこと。

ウ、1社あたり30分以内とする。

エ、プレゼンテーション終了後、質問応答時間を10分程度予定。

※なお、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボードは市が用意するが、必要な場合は、事前に連絡すること。

8. 参加者の失格

下記のいずれかに該当した場合には、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

- ①企画提案申込書等が提出期限までに提出されない場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③その他要領の定めに反した場合
- ④本件に関して不正な行為、公正さを欠く行為等があった場合

9. 企画提案申込書等の審査及び評価等(二次審査)

(1) 企画提案申込書等の評価

ア、企画提案申込書等の審査は、委員会において行う。

イ、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、順位を確定する。

ウ、評価項目は、P8「16. 評点項目について」の通りとする。

エ、契約予定者の選定で、総合点数において同点の者が2人以上あるときは、見積価格が低い者を上位とする。

オ、評価点数の合計が100点満点中60点に満たない場合は、契約相手とならないものとする。

(2) 選定結果の通知及び公表

ア、選定結果は参加者全員に文書により速やかに通知するとともに、海南市ホームページにて評価順位第1位及び次点者を公表する。

イ、選定結果に関する問い合わせには一切応じない。

10. 契約の締結

(1) 契約交渉相手としての特定

上記により選定された第1位の者と契約額、業務内容等について、締結交渉を行い、

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約により締結するものとする。契約交渉が不調時は、次点者と契約交渉を行う。

(2)業務委託契約が締結できない場合

- ア、交渉相手が、地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当したとき。
- イ、交渉相手が、海南市から契約締結までに指名停止を受けたとき。
- ウ、交渉相手が、本業務委託契約の締結を辞退したとき。

11. 提出書類の取扱い

- ①提出された企画提案書類を、市の了解なく公表及び使用してはならない。
- ②提出された企画提案書等は、返却しない。
- ③採択された企画提案書等の著作権は、海南市に帰属する。

12. その他

- ①企画提案書等すべての提出書類の作成経費や旅費等の必要経費はすべて提案者の負担とする。
- ②書類提出に当たって、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はこの責を負わない。
- ③参加表明書、企画提案書等、その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行うことができる。
- ④参加表明後、辞退する際は参加辞退届（様式-6）をプレゼンテーション開催日前日までに提出すること。（メール不可）

13. 提出様式

- (1)参加表明書（様式-1）
- (2)企画提案申込書（様式-2）
- (3)会社概要書（様式-3）
- (4)業務実績調書（様式-4）
- (5)質問書（様式-5）
- (6)参加辞退届（様式-6）

※各様式については、海南市ホームページからダウンロードしてください。

14. 担当課・問い合わせ先

〒642-8501 海南市日方 1525 番地 6

海南市 総務部 管財情報課

電 話 073-483-8411

F A X 073-483-8749

電子メール kanzai.joho@city.kainan.lg.jp

15. 実施スケジュール

項 目	実施期間又は期限
公告	平成 29 年 8 月 18 日 (金)
現場説明	平成 29 年 8 月 25 日 (金)
参加表明書の提出締切	平成 29 年 8 月 30 日 (水)
企画提案書申込書等作成に関する質問受付期間	平成 29 年 8 月 18 日 (金) ~平成 29 年 8 月 30 日 (水)
質問回答	平成 29 年 9 月 6 日 (水)
企画提案申込書等の提出期間	平成 29 年 8 月 18 日 (金) ~平成 29 年 9 月 15 日 (金)
【一次審査】書類審査	平成 29 年 9 月下旬
【二次審査】企画提案説明会 (プレゼンテーション)	平成 29 年 9 月下旬
契約締結	平成 29 年 10 月上旬

16. 評点項目について

評価項目	評価及び評価点数(100点)				
	極めて良好	良好	十分	やや不十分	不十分
業務実績	10	8	6	4	2
設備管理責任者の取組方針	10	8	6	4	2
庁舎管理業務の取組方針	10	8	6	4	2
清掃業務の取組方針	10	8	6	4	2
夜間警備の取組方針	10	8	6	4	2
市の事務管理負担の軽減	10	8	6	4	2
市内業者の活用と地域との連携	10	8	6	4	2
従業員の社内教育方針や賃金	10	8	6	4	2
仕様書以外の提案(PR)業務	10	8	6	4	2
提案内容と見積額の整合性	10	8	6	4	2